

# 区域外就学承諾基準

区分		承諾基準		対象学年		承諾期限	添付書類
1	住民異動に係る事由	(1) 転出	市外へ転出し、現在就学している学校へ引き続き通学を希望する場合	小・中学校	全学年	卒業まで	住民異動届の写し
		(2) 転入予定	住宅の購入等により、転入予定が確定しており、あらかじめ転入予定地の学校へ通学を希望する場合	小・中学校	全学年	転入予定日まで	・住民票の写し ・建築請負契約書、賃貸借契約書等の写し
2	家庭の事情に係る事由	(1) 家庭内事情	DV、負債等の事情により、蓮田市に住民登録が行えないが、居住地の学校へ通学を希望する場合	小・中学校	全学年	必要と認められる期日まで	教育委員会が必要と認める書類
		(2) 保護者就労	保護者の就労状況等により、下校後の保護に欠ける状況にあり、祖父母宅等からの就学となる場合  自営業等のため、生活の大半が営業所在地であり、児童の放課後等の配慮を要する場合	小学校	全学年	学年末まで (毎年度更新)	・勤務証明書、 営業証明書等 ・預かり承諾書
3	児童・生徒の心身の状況等に係る事由	(1) 教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因し、在籍校又は指定校に通学が困難な場合  児童・生徒の性格等により転出等に伴い指定校に通学させることが本人に著しく負担になる場合	小・中学校	全学年	必要と認められる期日まで	学校長の意見書、教育委員会が必要と認める書類
4	その他の事由	(1) 兄弟姉妹	区域外就学の承諾を受けた児童・生徒の兄弟姉妹で同一の学校を希望する場合	小・中学校	全学年	卒業まで	—
		(2) その他	その他特別な事情があると教育委員会が認める場合	小・中学校	全学年	必要と認められる期日まで	教育委員会が必要と認める書類
<p>承諾条件 通学方法及び通学経路は、学校長の指示に従うこと。 通学途中の事故等については、保護者がその責任を負うこと。 承諾期間終了後は、住所地の教育委員会が指定する小・中学校に就学すること。</p>							